

令和6年11月定例会 総務委員会（事前）

令和6年11月26日（火）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

福山委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の11月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第7号 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について
- 報告第3号 損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

な し

堺警察本部長

私から、本年の治安情勢と主要施策の推進状況について御報告いたします。

第1は、身近な犯罪の抑止です。

本年10月末現在、刑法犯認知件数は2,470件、昨年同期と比較して278件増加し、検挙件数は1,040件と、107件増加しております。

首都圏においては、SNSで募集されるなどした実行犯による強盗事件が相次いで発生しており、県内においてもリフォーム等を装った不審な訪問業者の相談が多数寄せられているところです。

県警察におきましては、パトカーなどによる赤色灯を点灯させた警戒活動や戸建て住宅街を中心とした巡回連絡を強化するとともに、被害発生状況に即した広報啓発活動を展開しているところです。

また、青少年を犯罪に加担させない対策として、県内の大学や高校等と連携した啓発やサイバーパトロールを通じた警戒活動等に努めているところです。

特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺事件につきましては、本年10月末現在、被害件数が127件、被害額は約8億640万円にも上っており、依然として深刻な情勢が続いております。

県警察におきましては、徳島県警察SNS型投資・ロマンス詐欺対策プロジェクトチームを中心として、事件情報の分析や検挙に向けた捜査を推進するとともに、被害発生状況に応じた広報啓発や犯行ツール対策を徹底するなど、引き続き、検挙と被害防止の両輪で諸対策を推進してまいります。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙です。

殺人、強盗などの重要犯罪については、10月末現在、認知件数は48件であり、板野郡板野町における現住建造物等放火事件など35件を検挙し、検挙率は72.9%という状況にあります。

年末を控えたこの時期は、更に重要犯罪等の発生が懸念されることから、12月1日から1月10日までの間、年末年始特別警戒を実施することとしており、金融機関やコンビニエンスストア等への立ち寄りや、防犯団体と連携したパトロール活動を展開するなど、犯罪の未然防止に努めてまいります。

第3は、交通死亡事故の抑止です。

交通事故死者数は、昨日現在28人と、昨年に比べて5人増加しております。

特に10月中においては、交通死亡事故が5件5名、意識不明の重体事故が5件5名発生するなど重大交通事故が連続発生したところです。

県警察におきましては、交通事故の多発傾向に歯止めを掛けるため、11月、12月を交通指導取締り等特別強化期間と定めて、交通指導取締りや街頭活動を強化するとともに、県や自治体等と連携した広報啓発活動を展開しているところです。

また、12月10日から1月10日までの間実施される年末年始の交通安全県民運動と連動して、高齢者の安全対策、夕暮れ時と夜間の交通事故防止対策、飲酒運転等の悪質、危険な交通違反の取締りを強化するなど、広く県民の交通安全意識の高揚を図ってまいります。

第4は、大規模災害、テロ等への対処です。

近年、全国各地で自然災害が激甚化、頻発化する中、特に本年1月の能登半島地震の発生により改めて災害対策の重要性を認識したところです。

県警察では、今後、発生が懸念される南海トラフ巨大地震をはじめ、あらゆる自然災害に的確に対処できるよう活動拠点の整備や機能強化を進めるとともに、自治体や関係機関等と連携して、初動対応訓練を繰り返し行い、災害対処能力の向上を図っているところがあります。

また、先般発生した四国地方における大規模停電事案に関しては、停電関連の110番通報を多数受理したほか、県内7警察署管内で信号機が滅灯したことに伴い、主要な交差点において交通整理を行うなどの対応を取ったところでもあります。

引き続き、事案発生時に迅速、的確な対応ができるよう、関係機関との連携を図ってまいります。

第5は、組織基盤の強化です。

近年、人口増加等が見られる藍住町において、二つの交番を統合して役場敷地内に藍住町交番を新設し、本年10月1日より運用開始いたしました。

スケールメリットを生かしたより効率的な警察活動が展開できるほか、役場敷地内という立地により、DV、ストーカー、児童虐待事案の被害者支援や災害対応などで自治体との緊密な連携が可能になるものと考えております。

また、落とし物に関する問合せ対応などの各警察署の業務を一定程度集約する遺失物センターを、来週12月2日に運用開始いたします。

引き続き、情勢<sup>ふかん</sup>の変化と組織の現状を俯瞰的に分析し、県民の方々のニーズを踏まえながら警察力全体の最適化を図ってまいります。

以上、本年の治安情勢と主要施策の推進状況について御報告いたしました。

委員の皆様には、引き続き、警察活動に対する御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 船本交通部長

私からは、総務委員会説明資料にございます徳島県警察関係手数料条例の一部改正について御説明いたします。

説明資料の3ページをお開きください。

本条例につきましては、道路交通法及び道路交通法施行令の一部が改正されたことに伴い、特定免許情報の記録等の手数料の新設、運転免許試験等の手数料の額の改正を行うとともに、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、保管場所標章の交付及び再交付に係る手数料を廃止するものでございます。

新設するものにつきましては、（イ）改正の概要 a のとおり、運転免許証と個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードとの一体化の運用が開始されることに伴い、マイナンバーカードに特定免許情報を記録等するための手数料でございます

改正するものにつきましては、（イ）改正の概要 b のとおり、運転免許試験等の手数料の標準額が改められたことに伴う運転免許試験等の手数料でございます。

廃止するものにつきましては、（イ）改正の概要 c のとおり、自動車の保管場所の確保等に関する法律の規定に基づく保管場所標章の廃止に伴う保管場所標章の交付及び再交付に係る手数料でございます。

なお、本条例は令和 7 年 3 月24日から施行することとしておりますが、保管場所標章の交付等に係る手数料の廃止につきましては、法律の施行日に合わせ、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上、徳島県警察関係手数料条例の一部改正案について御説明させていただきました。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 前川警務部参事官兼首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について御報告いたします。

お手元の説明資料の17ページを御覧ください。

捜査活動に伴う物損事故が2件でございます。

1 件目は、本年 8 月15日、徳島中央警察署員が故障車両を移動させるに際し、同車両のタイヤに装着した移動用の器具が外れ、同器具により車体の一部が破損したもので、賠償金額14万393円で和解いたしました。

2 件目は、本年 9 月14日、小松島警察署員が交通事故の当事者から預かった自動車検査証の返却を失念していたため、相手方が自動車検査証の再発行を受けることとなったもので、再発行手数料に相当する賠償金額3,300円で和解いたしました。

報告事項は以上です。

#### 福山委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

北島委員

私からは、この前の新聞報道にもありました、先ほども御説明がありましたマイナ免許証について 1 点お聞きしたいんですけれども、まず先に、急ですが先ほどの説明の中で、この前、県北部で大規模停電があったということでした。以前、藍住町交番が新設されて見させていただいたときに、停電時にも十分に機能を発揮できる施設として蓄電施設も設置されたということでしたけれども、この前の大停電時には、藍住町交番ではどういう状況だったのか教えていただけますでしょうか。急で申し訳ないです。

福山委員長

小休します。（10時44分）

福山委員長

再開いたします。（10時44分）

富永警務部参事官兼会計課長

藍住町交番につきましての御質問でございますが、委員からのお話にもありましており蓄電池を備え付けておりまして、通常、停電した場合におきましては、大体、事務所部分の継続使用という観点で、10時間は継続使用ができるような仕様になってございます。

先般の大規模停電においてどうだったかにつきましては、おいおい確認いたします。

北島委員

大きな被害があったという報告もありませんでしたので、計画どおり機能されていたのかなと思います。

今までは大きな災害を想定していましたが、皆さんの頭にもありますが、ああいった停電も地域住民にとっては非常に重要な災害の一つであると思いますので、そういった中で交番の警察機能が維持されるのは非常に有用でありますし、地域にとっても非常に安心の一つだと思います。是非とも、今後いろんな警察の施設も整備や更新をされると思いますけれども、今回調べていただくということで、更に充実した施設の整備に取り組んでいただきたいと思います。

本題のマイナ免許証ですが、先月10月30日に徳島新聞にも掲載されておりました。

来年3月から導入が決定ということでございますが、私もこの新聞報道も見て、内容も読んだのですが、非常に複雑になったなと感じております。

ですので、まだ何箇所かありますが、今から県民の皆様にお伝えするのが重要なと思いますので、まず概要を簡単に御説明いただくのと、あわせて、免許の更新の際の手数料がどのように変わるのか教えていただけますでしょうか。

田村交通部参事官兼交通企画課長

マイナンバーカードと運転免許証の一体化の内容と、免許更新の手数料の御質問を頂きました。

令和 4 年の改正道路交通法によりまして、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する法令等が来年、令和 7 年 3 月 24 日に施行される予定でございます。

これによりまして、運転免許証等の保有形態が三つとなり、運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード、以下、マイナ免許証と表現させていただきますが、このみを保有する場合、マイナ免許証と運転免許証の双方を保有する場合、従来の運転免許証のみを保有する場合のいずれかを保有者御本人が選択できるようになります。

なお、保有形態は、免許更新の際に限らず、いつでも更新することが可能となっております。

更新手数料につきましては、講習手数料を除いて御説明させていただくと、運転免許証等の保有形態により異なりまして、現在の更新手数料は2,500円でございますが、法施行後は、マイナ免許証のみの場合は2,100円、マイナ免許証と運転免許証の 2 枚を持つ場合は2,950円、運転免許証のみの場合は2,850円となり、マイナ免許証のみを保有する場合の更新手数料は現状よりも低額となります。

北島委員

3通りあって、それぞれ手数料も変わるということですが、安いのはマイナ免許証だけということで、こちらを選択されるのが県民の皆さんにとっては得というか、良いのかなという方が多いかと思いますが、一部、今まで身分証明証として免許証を提示されていることもありますので、免許証を手放すことに抵抗がある方も中にはおられるのかと思います。

そういった中で、手数料が安いということでマイナンバーカードに一本化してくださいというのも一つですが、これ以外にメリットが何かあると思うんですが、その辺は何かございますでしょうか。

田村交通部参事官兼交通企画課長

一体化のメリットに関する御質問でございます。

マイナ免許証を保有する方については、過去 5 年間で違反のない優良運転者、又は軽微な違反が 1 回の一般運転者の方であれば、更新時の講習をオンラインで受講することができます。

また、住所や氏名などの変更が生じた場合は、マイナンバーカードの機能を利用してシステム連携することにより、市町村への変更手続きを行いさえすれば、マイナ免許証に係る警察への届出は不要となります。

そのほか、マイナ免許証につきましては、住所地以外の公安委員会で行う運転免許証の更新手続きに当たりまして、これまでは優良運転者のみでございましたが、一般運転者にも拡大され、さらに更新期間が現在は誕生日までであるところ、通常の更新手続きと同じ誕生日の一月後までとなります。

北島委員

丁寧にご説明いただきましたが、今まで以上に複雑になっている感じもします。

特に、高齢者の方には本当に分かりにくいかと思います。

ですので、この更新時の手続に関して、スムーズに手続ができるように体制を取っていかねばならないと思うんですが、県警察において、こういったところをどのように県民の皆様に広報し、どういうふうに伝えていこうと考えているのか、教えていただけますでしょうか。

田村交通部参事官兼交通企画課長

スムーズな手続に向けた取組についての御質問でございます。

令和 7 年 1 月 5 日に運転免許業務に関する県内システムが全国システムに移行することに併せまして、県内 3 か所の運転免許センターに自動受付機を設置し運用を開始いたします。

免許更新の申請書類は、現状手書きで作成していただいておりますが、自動受付機に運転免許証をワンタッチすれば、申請書類が自動で印字されるようになるため、申請者の手間が省け受付時間の短縮につながります。

また、70歳未満の更新者と、70歳以上の高齢者講習を受講する必要がある更新者の受付時間を区分することによって、運転免許証の交付までの待ち時間の短縮を図るとともに、自動受付機の操作に不慣れな高齢者に対しまして、きめ細やかな対応をしたいと考えているところであります。

北島委員

自動受付機が導入される、また受付時間をずらすなど、様々な対応を考えられているということが分かりました。

ですが、あと 4 か月でありますので、制度が変わりますということをしてできるだけ県民の皆さんに広く周知することが一番重要だと思いますので、こういったところに十分に力を入れて周知に取り組んでいただきたいと要望して質問を終わります。

岡田（晋）委員

さっきと同じ内容のところであつ込んだことを聞きたいと思います。

手数料条例の一部改正についてなんですが、これは道路交通法の一部改正に伴う手数料の額の改正ですね。

技能検定員審査、教育指導員審査に係る手数料から減ずる額についてお聞きします。

以前に頂いた説明資料の 9 ページから12ページにかけて、技能検定員審査、教習指導員審査に係る手数料から減ずる額という項目があります。

講習手数料などが改定されていることは分かりますが、審査に係る手数料から減ずる額とは一体どういうものなのでしょう。

事前に説明を聞いて少しは分かりましたが、なかなか県民は理解しにくいと思いますので、もう少し詳しく補足して説明をお願いします。

田村交通部参事官兼交通企画課長

説明資料にございます技能検定員・教習指導員審査手数料から減ずる額という項目についての御質問でございます。

説明資料の 9 ページから12ページにかけて示されております技能検定員・教習指導員審査手数料につきましては、自動車教習所の修了検定や卒業検定を実施することができる技能検定員、学科教習や技能教習を実施することができる教習指導員の資格を取得するための審査に関する手数料及び一定の要件に該当する場合の手数料の減額を示しているものでございます。

技能検定員や教習指導員の審査は、運転技能等に関する項目や必要な知識等に関する項目が 6 項目ございますが、このうち一定の研修を終了するなどしておれば審査が免除される項目がございまして、その審査を免除される場合に減ずる額が適用されます。

9 ページの最下行を御覧ください。

改正後の普通免許の技能検定員になるための審査手数料で御説明させていただきますと、6 項目全ての審査が必要な場合、審査手数料は 1 万9,800円でございます。

10ページの上から 4 行目を御覧ください。

審査項目のうち技能検定員として必要な自動車の運転技能について、普通免許に係る審査が免除される研修を受けている場合は3,650円が減額されまして、1 万9,800円から3,650円減じた 1 万6,150円が審査手数料となります。

岡田（晋）委員

なかなかすぐには理解しにくい、難しい内容でした。

先ほど北島委員からもありましたが、マイナ保険証にしても手続が煩雑化するため、高齢者にとっては戸惑うこともあると思います。

事前に周知徹底を図るとともに、免許更新時には丁寧な説明をお願いし、理解を図っていただくことをお願いして質疑を終わります。

福山委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（10時57分）